

CONTENTS

● TOPICS	新年のご挨拶	弁護士一同
● 弁護士紹介	「プロフェッショナルとして全力でサポートいたします」	弁護士 碓井 晶子
● 家事コラム	遺産分割の諸問題⑧ ～預貯金は遺産分割の対象となるのか～	弁護士 茂木 佑介
● グレイス・ニュース	セミナー・講演のご依頼受付中！/事故専門部からのお知らせ	
● 事務員コラム	グレイスのご紹介編「グレイス主催のセミナーについて」	事務員 上井 絢乃

TOPICS ✨ 新年のご挨拶

皆様のご健勝と益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。



代表弁護士 古手川 隆訓

弁護士法人グレイス代表の古手川です。新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。今年も新たに1名の弁護士が加入いたしました。これにより、これまで以上に迅速なサービスのご提供を実現して参ります。今年は、当事務所は、以下の2つに重点的に取り組んで参ります。

- 講演会 昨年はデルタ航空の日本支社長に「突破力」についてご講演いただきました。今年も経営者の皆様に「気付き」を与えてくれる講師をお呼びしてご講演いただきます。
- 求人のお手伝い 現在、企業の成長に必要な人手の確保に困難が生じています。この点について、当事務所も人手不足解消のお手伝いをさせていただきます。

昨年は、当事務所の取組みが評価されて、船井総合研究所の法律事務所部門において、MVPを頂くことが出来ました。これも、当事務所に関係する皆さまのご指導のおかげです。厚く御礼申し上げます。今年も弁護士法人グレイスを宜しくお願いいたします。



企業法務部長 / 弁護士  
大武 英司

今年も日々のサービス強化は勿論のこと、昨年同様3回連続セミナーなどを通じ、各種事業主様を取り巻く様々な法律問題や法改正への対応策を積極的に発信・ご提案させていただきます。今年も当部署が鹿児島を盛り上げていく一端を担えるよう突き進んで参ります！今年もよろしくお願い申し上げます。



事故専門部長 / 弁護士  
永洵 友也

今年の事故専門部は、弁護士3名（鹿児島2名、東京1名）、事務スタッフ4名の合計7名の体制で進んでいきます。交通事故被害者の方に対してこれまで以上に充実したサービスを提供できるように、今年もメンバー全員で研鑽を積んでいきます。今年も何卒宜しくお願い申し上げます。



家事専門部長 / 弁護士  
茂木 佑介

家事専門部では、昨年約300件もの男女問題に関わるご相談に対応させていただきました。本年より碓井晶子弁護士が加わり、男女1名ずつの2名体制となります。これまで男性弁護士には話しづらいと相談を敬遠されていた方も、今後は万全の体制でサポートさせていただきますので宜しくお願いいたします。



弁護士  
黒崎 裕樹

謹賀新年、今年も宜しくお願いいたします。昨年鹿児島から東京に移籍し早くも半年が過ぎました。今年も鹿児島と東京の橋渡しをさせていただきます。



弁護士  
森田 博貴

今年1年、これまで以上にお客様にご満足いただくことができますよう、全力で職務をまっとういたします。今年もよろしくお願い申し上げます。



弁護士  
戸田 晃輔

新年あけましておめでとうございます。今年1年が皆様にとって実りある年となるよう全力でサポートさせていただきます。今年も全力で駆け抜けたと思います。



弁護士  
高山 桂

旧年は皆様のご指導御鞭撻により1年を乗り切る事ができました。本年は旧年の経験を活かし、より一層邁進いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

プロフェッショナルとして  
全力でサポートいたします。



#### 1. 経歴と鹿児島で働くに至った経緯

このたび、中央大学、早稲田大学法科大学院、東京修習を経て、本年から弁護士として弁護士法人グレイスに入所いたしました碓井晶子と申します。

私は、修習まで東京で暮らしていましたが、結婚を機に、夫の実家のある鹿児島に夫とともに移転しました。

#### 2. 趣味

大学時代には、東京都内から鎌倉まで自転車で行き、美味しいもの巡りをしたり、寺社や海等のきれいな景色を眺めたりしていました。また、最近は、夫の影響で釣りやゴルフも始めました。ともにまだまだ初心者ではありますが、桜島を始めとした鹿児島の雄大な自然に癒されています。

#### 3 当事務所での職務内容

当事務所では、家事専門部にて勤務する予定です。身近な問題である離婚や相続、一般民事等の案件を主に扱わせていただきます。身近な問題であるからこそ、少しでも何か気になることがありましたら、なんでもお気軽にお聞きください。

#### 4 職務にあたる心構え

弁護士というと、難しい言葉を使ったり、敷居が高そうで相談するのはためられるという方が多いかと思いますが、私はそんなイメージを払拭していきたいと考えています。そして、ご依頼をいただいたからには、依頼してよかったと思っていただけるように依頼者の方を全力でサポートいたします。依頼者の方の最大限の利益を獲得すべく、日々精進して参りますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

弁護士

碓井 晶子

#### 》所属

日本弁護士連合会  
鹿児島県弁護士会(弁護士登録番号:54093)

#### 》略歴

2007年 4月 中央大学 法学部 法律学科 入学  
2011年 3月 中央大学 法学部 法律学科 卒業  
2011年 4月 早稲田大学法科大学院 法務研究科 入学  
2013年 3月 早稲田大学法科大学院 法務研究科 修了  
2014年 9月 新司法試験合格  
2014年12月 最高裁判所司法研修所 入所

#### 》職歴

2016年 1月 弁護士法人グレイス 入所

#### 》趣味

美味しいもの巡り、自転車、ゴルフ、釣り

## 第9回 遺産分割の諸問題⑧ ～預貯金は遺産分割の対象となるのか～

弁護士  
茂木 佑介



さて、今回は番外編です。2014年12月号の家事コラム「遺産分割と遺言」～事前の準備が大切です～の回で、「預貯金等の金銭債権は、遺産分割協議を待つまでもなく、相続開始とともに当然分割され、各相続人に法廷相続分に応じて帰属するとされており（判例）、遺産分割の対象財産とはなりません」と記載させていただいたことを覚えていますか。

全国ニュースや新聞（全国紙）でも取り扱われていた為、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、この度、上述の判例（以下「旧判例」といいます）が最高裁判所において変更されました（最高裁判所平成28年12月19日大法廷決定、以下「新判例」といいます）。

新判例は以下のように述べています。  
「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように評価の不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるにあたっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する」。そして、「預貯金は、預金者においても、確実かつ簡易に換価することができるという点で現金との差をそれほど意識させない財産である」。このような「各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である」。

そもそも、旧判例による「預貯金が遺産分割の対象とならない」という取り扱いの方が、一般の方には理解し難いところだったのではないのでしょうか。多くの方の場合、不動産を除けば預貯金が相続財産の多くを占めることと

なり、預貯金を遺産分割の対象としないのであれば、一体何を分割すれば良いのかということになりがちです。通常は、相続人全員が、預貯金を遺産分割の対象とすることに同意の上、相続人間の調整をしていくのですが、稀に同意が得られない場合、預貯金を遺産分割の対象から外し、その余の遺産についてのみ分割協議をしていくこととなります。

特に旧判例では、共同相続人の1人が、被相続人から生前に多額の生前贈与を受け取っていたとしても、同相続人が預貯金を遺産分割の対象とすることに同意しなければ、法定相続分に応じた預貯金を当然に取得することができます。その結果、他の相続人からすると、著しく不公平な状況になるのみならず、同じ被相続人の財産でありながら、預貯金とそれ以外の遺産で取り扱いや手続が異なることとなり、過大な負担を強いられることとなります。

この点、新判例によれば、そのような状況下でも、当然に預貯金が遺産分割の対象となる為、上述の事例でも、場合によっては生前に多額の贈与を受け取っていた相続人は、預貯金を一切受け取れないといった処理も柔軟に取られることとなります。

以上のとおり、新判例は今後の遺産分割実務の進め方を大きく変えていくことになる画期的なものとなっております。遺産分割を有利に進めていく為には、このような変わりゆく判例の情報を常に仕入れ、アップデートしていくことが不可欠です。

預貯金の遺産分割でお悩みの方は、最新の判例事情にも明るい当事務所に一度ご相談ください。

セミナー・講演のご依頼受付中!

セミナー・シンポジウム・研修会・講演を企画されてみてはいかがでしょうか?

当事務所では、専門分野についての講演・セミナー活動を積極的に行っております。従業員のスキルアップのため、後継者の育成のため、etc...あらゆる目的に対応いたしますので、お気軽に当事務所までお問い合わせくださいませ。なお、ご依頼の際は、以下の事項についてお知らせくださいますようお願いいたします。

- ①ご希望日時
- ②ご希望の開催場所
- ③開催目的
- ④ご要望（ご希望の講演テーマ等）
- ⑤参加者・対象者の職種・人数
- ⑥ご予算
- ⑦その他ご要望・ご意見



\事故専門部からのお知らせ/

ホームページ  
続々更新中!

交通事故だからと侮るのではなく、交通事故に詳しい弁護士に依頼すべきです。弁護士交代によって結果が大きく変わることがあります。WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/630/55/>

事務員コラム

グレイスのご紹介編



事務員 上井 絢乃

2017年初回の事務員コラムは事故専門部事務員の上井です。宜しくお願いいたします!



昨年は皆様が、知らぬうちに法的な争いに巻き込まれないよう、弁護士から情報提供の場を複数設けさせていただきました。労務対策徹底強化セミナー（全3回）、社会福祉法改正 完全無欠対応セミナー、保険代理店向け 保険法務徹底強化セミナー（全3回のうち1回目）はどれも大盛況のうちに終了いたしました。

今年早々に開催いたしました保険代理店向け 保険法務徹底強化セミナー（全3回のうち2回目）は、学資保険や死亡保障など、被保険者の死亡により保険金が支払われる商品や積み立て型などの資産価値のある生命保険を販売するうえで必須となる、離婚・相続・信託など家族に関する知識を募集人の方へご案内いたしました。保険業界の外にいる弁護士だからこそお伝えできる生きた知識はご参加いただいた募集人様から大変好評でした。

次回の保険代理店向け 保険法務徹底強化セミナーは3月を予定しております。詳細が決定いたしましたら、皆様へお知らせいたしますので、ぜひぜひお問い合わせのうえご参加くださいませ。

また、その他のセミナーもホームページ等で随時詳細をお知らせします。興味のある方はぜひチェックをしてください! 本年もどうぞ、宜しくお願いいたします。



第1回 保険代理店向けセミナーの様子



社会福祉法改正 完全無欠対応セミナーの様子

SEMINAR INFO

今後のセミナーのご案内

保険代理店向け 保険法務徹底強化セミナー

WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/730>

企業法務部主催セミナー

WEB <http://www.kotegawa-law.com/355/>

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名: \_\_\_\_\_ ご相談希望日: \_\_\_\_\_

ご担当者名: \_\_\_\_\_ ご相談内容: \_\_\_\_\_

ご連絡先TEL: \_\_\_\_\_

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!  
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:00  
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります



弁護士法人グレイス  
E-mail [info@grace-law.jp](mailto:info@grace-law.jp)  
<http://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉  
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 1F 101号  
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉  
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階  
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784